

第九回　この法律施行の際現たるはるの通で所有するもの又は物品で貢納せしものに於てこれを當該市町村に譲りすることである。

第十回　この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部の所掌する相業種類施設費及ひ警報種類施設費、國家公安委員会がこれを維持管理する。

第十五回　他の法律中醫藥衛生あるは、市町村に於ける市町村公安局設置をとする。但し該會をもつて特別の定めをなすことがあら

第十二回　町村の全部が組合及び役場事務組合でこの法律施行の際現に存するものに、第三回第一節乃至第三節の規定の適用しないことは、これを一の町村とみなす。

## 前

## 文

國民のために人間の自由の理想を保障する日本國憲法の精神に従い、  
又地方自治の原則を推進する觀點から、國會は、秩序を維持し、法令の  
執行を強化し、個人と社會の責任の自覺を通じて人間の尊嚴を最高度  
に確保し、個人の權利と自由を保護するために、國民に屬する民主的權  
威を確立する目的を以て、ここに警察法を制定する。

の解説

この  
の解説

卷之三

第二章

第三節 開港公海奉賜會の事務部局

卷之三  
第四節 德道府轉國家地方舊弊

第一節 級別

第三節 南町村役場

第四章 國家地方蘇聯及民族自治體蘇聯並民族自治體蘇聯相互間的

- 第五章 犯罪の域外における隕行使  
第六章 警察組織及び警察機関  
第七章 國事非常事態の特別法規  
第八章 総則

附則

別表

第一章 総則

第一條 警察は、國民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に当ることを以てその責務とする。

警察の活動は、厳格に前項の責務の範圍に限られるべきものであつて、いやしくも日本國憲法の保障する個人の自由及び権利の干涉にわたる等その機能を濫用することとなつてはならない。

第二條 この法律において行政管理とは、警察職員の人事及び警察の組織並びに予算に関する一切の事務をいう。

この法律において運営管理とは次の事務をいう。

一 公共の秩序の維持

二 生命及び財産の保護

三 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕

## 五 交渉の取扱い

六 遣捕状、勾留状の執行その他の裁判所、裁判官又は検察官の命ずる事務で法律をもつて定めるもの。

~~第三條 この法律に従うすべての職員の行う職務の宣誓は、日本國憲法及び法律を擁護し支持する義務を含むものとする。~~

## 第二章 國家地方警察

## 第一節 國家公安委員会

第四條 内閣総理大臣の所轄の下に、國家公安委員会及び定員三万一千人を超えない國家地方警察隊を置く。その長は、國軍の責任とする。

國家公安委員会は、左に掲げる事務を掌る。

一 警察通信施設、自治体警察の本部から管下の下部組織に通ずるものと除く。の維持管理に関する事項。但し、國家地方警察及び自治体警察並びに自治体警察相互間の連絡のために設

~~費する警察通信施設につき、日本、自治体警察もこれを利用することができる。~~

## 二 犯罪鑑識施設の維持管理に関する事項

## 三 警察教養施設の維持管理に関する事項

## 四 その他國家地方警察の行政管理に関する事項

## 五 犯罪鑑識及び犯罪統計に関する事項

## 六 國家非常事態に対処するための警察の統合計画の立案及び実

## 施施に関する事項

七 皇宮警察の管理~~及~~当該官廳の要務あり。場合東京都内に

おける國会、内閣、各省、公計検査院並に最高裁判所の使用する建物並びに施設の警備に関する事項

第五條 國家公安委員会は、五人の委員を以て、これを組織する。委員は、官公廳における職業的公務員へ昭和二十一年九月並日以後において國会、その両院若しくはその一院又は地方議会の選

舉業を議決によつて選任された者を除く。」の前歴のない者の中から、両議院の同意を経て内閣総理大臣が、これを任命する。

委員の任命については、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て両議院の同意とする。

左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復讐を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 日本国憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

委員の任命については、その中の三人以上が、同一政党に属する者となることとなることはならない。

#### 第六條 國家公務員法第三章第七節の規定は、委員に、これを準用

する。

委員は、政党その他の政治的團体の役員となることができない。

第七條 委員の任期は、五年とする。但し、初欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

委員は、これを再任することができる。

第八條 委員は、第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため執務の執行ができるない場合又は委員に職務上の義務違反その他の責任に適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を経て、これを罷免することができる。

内閣総理大臣は、両議院の同意を経て左に掲げる委員を罷免する。

一 委員中何人も所長していなかつた同一の政党に新に三人以上の委員が所属するに至つた場合、これらの者の半数を超える員を罷免する。

数の委員

二、委員中一人が既に所属している政党に二人以上の委員が所属するに至つた場合、これらの者の者の中一人を離れる員数の委員第五條第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

内閣総理大臣は、委員中二人が既に所属してゐる政党に新に所した委員を直ちに罷免する。

第二項、第三項及び前項の場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることがない。

第九條 委員は、做事長の俸給に準ずる報酬を受ける。

第十條 國家公安委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、六年とする。但しこれを再任することができる。

委員長は、國家公安委員会の会務を管理する。

第十一條 國家公安委員会の事務に属する事務に付する事務を處理せしめるため、國家公安委員会に、その事務部局として國家地方警察本部を置く。

第十二條 國家地方警察本部に、長官を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基き、國家公安委員会がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 長官は、國家公安委員会の指揮監督を受け、國家地方警察本部の部務を掌理する。

第十四條 國家地方警察本部に総務部、醫務部及び刑事部を含む五以内の部を置く。

國家地方警察本部に警察大学校を附置する。

警察大学校は、國家地方警察の、及び要求のあつたときは自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

第十五條 國家地方警察本部に、國家公安委員会の定めるところにより、次長一人、部長五人以内及びその他所要の所轄職員及び機関を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部

長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十六條 全國を六警察管区に分ち、警察管区ごとに、國家地方警察の地方事務部局として警察管区本部を置き、國家地方警察本部の事務を分掌させる。

警察管区の区域及び名称並びに警察管区本部の位置及び名称は、別表による。

第十七條 警察管区本部に、國家公安委員会の定めるところにより、本部長その他所要の職員及び機関を置く。その組織は國家地方警察本部の例による。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八條 警察管区本部長は、國家地方警察本部長官の指揮監督を受け警察管区本部の事務を処理し、その管轄区域内の都道府県國家地方警察を行政的に調整し、及びその均齊を図る。

警察管区本部長及び都道府縣公安委員会は緊密な連絡を保ち、警察に関する事項について適當に協力する。

第十九條 各警察管区本部に管区警察学校を附置する。

管区警察学校は、國家地方警察の及び要求のあつたさきは自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

管区警察学校及び警察大学校は、國家地方警察がこれを維持し、運営する。

### 第三節 都道府縣公安委員会

第二十條 都道府縣公安委員会は、都道府縣國家地方警察に関する運営管理を行ふ。

第二十一條 都道府縣公安委員会は、三人の委員を以て、これを組織する。

委員は、その都道府県の議会の議員の被選舉権を有する者で、官公廳に於ける職業的公務員（昭和二十一年九月一日以後において、議會、その両院若しくはその一院又は地方議会の選舉表に議決によつて選任せられた者を除く。）の前歴のない者の中から、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、これを任命する。

左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。  
一 破産者で復讐を得ない者  
二 禁錮以上の刑の執行を受けた者  
三 日本国憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の團体を結成し、又はこれに加入了した者  
委員の任命については、その中二人以上が、同一政黨に属する者となることとなつてはならない。

第三十二條 委員は、当該都道府県の議員を兼ね、又は政党

その他の政治的團体の役員となることをできない。

前項の外、委員の服務に関する事項は、國家公務員法第三章第

七節の規定に準じ、都道府県規則で、これを定める。

第三十三條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の殘任期間を在任する。

委員は、これを再任することができる。

第三十四條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第二十一條第三項各号の一に該当するに至つた場合  
二 都道府縣の議会の議員の被選舉権を有する者でなくなつた場合

合

委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があつた場合は、

と認める場合においては、都道府県知事は、都道府県の議会の同意を経て、これを罷免することができる。

委員の中、二人以上が同一政党に属するこことなつた場合においては、これらの者の中、一人以外の者は、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を経て、これを罷免する。但し、都道府県知事は、委員中一人が既に所属してゐる政党に新に所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

前二項の場合を除く外、委員は、その意に反して、罷免されることがない。第二十五條 都道府県は、委員に報酬を支給し、委員が職務を行うために要する費用の弁償をしなければならない。

前項の報酬及び費用については、地方自治法第二百三條第三項及び第二百六條の規定による。

第二十六條 都道府県公安委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、

を再任することができること。

委員長は、都道府県公安委員会の会務を統理する。

#### 第四節 都道府県国家地方警察

第二十七條 都道府県國家地方警察は、その都道府県の区域又自治体警察の管轄に属する区域を除く。内において第二條第二項に定める事務を行う。

第二十八條 各都道府県に、國家地方警察都道府県本部をその都道府県の所在地に置く。北海道には、下部行政区劃に十四以内の國家地方警察本部を置く。その本部の一は、北海道廳所轄地に置く。

都道府県國家地方警察の管轄に属する区域を警察区に分け、警察区毎に警察署を置く。

警察区の区域並びに警察署の位置、名稱及び管轄区域は、國家地方警察がこれを定める。

193

# Digitized by srujanika@gmail.com

第二十九條　都道府縣國家地方警察ご市町村警察との連絡及び國家  
地方警察の所掌に属する警察通信施設の維持管理に当らしめるた  
め、必要の地に都道府縣國家地方警察の支所を置く。

第三十條　都道府縣國家地方警察本部の長（以下「都道府縣警察長」と  
いう。）は、國家公務員法の規定に基き、警察管区本部長が國家  
地方警察本部長官の同意を得てこれを任命し、一定の理由により  
罷免する。

第三十回 道府縣警察長は、都道府縣公安委員會の運営管理に服し、警察管区内本部長の行政管理に服するものとする。

地方警察の所掌に属する警察通信施設を管理する。

第三十四條　都道府縣國家地方警察に都道府縣警察学校を附置する

都道府県警察学校は、國家地方警察の及び要求のあつたときは、自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

警部補、巡査部長及び巡査たる警察官その他所要の職員を置く。警察官の階級は、警察長、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

警察官は、上級の指導監督を受け、警察の事務を掌る。

警察官はこれの任命後一定の事由により罷免する。但し、基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを國家地方警察の勤務に付けることが出来ない。

教育訓練

警察官の宣誓、式及び服制について必要な事項は、國家公安委員会がこれを定める。

第三十七條 警察署長は、警視又は警部を以てこれにあてる。

警察署長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察事務を執行し、警察署の職員を指揮監督する。

第三十八條 支所長は、警部又は警部補を以てこれにあてる。

支所長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、第二十九條に規定する事務を執行し、支所の職員を指揮監督する。

第三十九條 都道府縣國家地方警察の機關及び職員に関する細目的事項は、國家公安委員会がこれを定める。

第三章 自治体警察

第一節 総則

第四十條 市及び人口五千以上の市街的町村（以下市町村といふ。）は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。

前項に規定する市街的町村は、官報に告示した最近の國勢調査の人口に従い、政令を以てこれを定める。

第四十一條 市町村警察は、第二條第二項に掲げた事項に関する全ての職務を行う。

第四十二條 自治体警察に要する経費は、当該市町村の負担とする。

第二節 市町村公安委員会

第四十三條 市町村長の所轄の下に市町村公安委員会を置き、その市町村の区域内における警察を管理せしめる。

第四十四條 市町村公安委員会の組織及び運営並びにその委員の資格、任命、兼職禁止、服務、任期、退職、罷免、報酬及び費用弁償については、第二十一條乃至第二十六條の規定を準用する。但し、都道府縣は市町村と、都道府縣知事は市町村長と、又都道府縣規則は市町村規則と読み替えるものとする。

第三節 市町村警察

第四十五條 市町村は一又は二以上の警察官を置く。

二以上の警察署を置く場合には、市町村警察の本部を置く。

警察署の位置、名称、管轄区域並びに市町村警察本部の設置及び組織は、市町村公安委員会がこれを定める。

第四十六條 市町村警察は、警察長及びこの法律の規定に従い、有效に警察事務を行うに必要且つ適当な階級の警察吏員を置く。

前項の市町村警察職員には、第三十五条第三項の規定を準用する。

#### 支員

市町村警察の定員は、地方的要要求に應じてその市町村がこれを決定するが、九万五千人を、越えてはならない。但し、地方自治財政が確立するまでは、市町村の警察職員の定員は政令の定める基準によるものとする。この基準は、市町村の人口に據り、有効に警察事務の執行及び警察の管理、監督に必要な支員の数を階級に應じて定める。この基準は又市町村の人口に據り、有効に警察事務を行うに必要な専門家、技術者、書記及び雇用人の數

及び額額を明示する。地方自治財政が確立した後においては、九万五千人の全員の額の調査は、議會の定める法律によつてのみ行う。

第四十七條 市町村警察長は、條例に従い、市町村公安委員会がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第四十八條 南町村警察長は、公安委員会の承認を得てその市町村警察吏員を任命し、一定の事由により罷免する。南町村警察

長は、これらの職員を指揮監督する。

警察署長は上司の指揮監督を受けて、管轄区域内における警察事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第五十条 警察職員の任免、給與、服務、その他の事項は國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。

市町村警察職員の宣誓、教育、訓練<sup>及</sup>制服は、第三十六條第  
二項の規定により、國家公安委員会の定める規則に則り、市町  
村流用でこれを定める。但し、制服は、國家地方警察の制服と  
明確に区別されるものとする。

卷之三

村規則でこれを定める。但し、制限は、國家地方警察の制限さ  
明確に区別されるものとする。

第五十一條 特別区の存する区域においては、特別区が連合して、  
二つ以上の特別区の管轄の實質を有する。

その区域内における警察の責に任て  
第五十二條 前項の特別区には、都知事の所轄の下に特別区公安  
委員会を置き、その委員は、都知事が、都の議会の同意を経て

第五十三條 前二條に規定するものの外、特別区の存する区域は  
おける自治体警察については、特別区の存する区域を以て一の  
市とみなし、市町村警察に関する規定を適用する。

第三回 老人と娘の奇遇  
第三回 老人と娘の奇遇

するこ<sup>ト</sup>はな<sup>い</sup>。これらの警察は相互に協力する義務を負う。  
第五十五條 都道府縣國家地方警察の警察官は、市町村公安委員会から援助の要求があつた場合は、当該市町村の区域において、援助の要求をした市町村公安委員会の運営管理の下に、その職務を行うこ<sup>ト</sup>ができる。

第五十六回 稲佐原縣長は着邊原縣内の市町村役場を巡視す

第五章 警察区域外における警備行動  
第五十七條 郡連隊・縣國家地方警察及び市町村警察は、事務都道府縣の管轄に属する区域の境界外五百米以内の地域における犯罪については、その地域内においても監視を行

第五十八條 國家地方警察及び市町村警察は、その管轄区域へその境

界外五百米以内の地域を含む。以下本條中これらに同じ。区内で行われた犯罪行爲又はその管轄区域内に在り若しくはその管轄区域内外に及んだ犯罪行爲の個々の場合について、その鎮圧、搜査又は被疑者の逮捕のため、その管轄区域外にも職權を及ぼすことができる。

第五十九條 國家地方警察が市町村の区域内に施設を維持する場合及び市町村がその区域外において施設を維持する場合においては、國家地方警察及び当該市町村警察は、相互にその施設について警察の職權を及ぼすものとする。

#### 第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識

第六十條 市町村警察長は、國家公安委員会の定める形式及び方法により、犯罪統計並びに記録、寫真、指紋、被疑者及び被逮捕者の人相書及び手口からなる犯罪鑑識に関する事項を、都道府縣警察長を通じて國家地方警察本部長官に報告しなければならない。

第六十一條 國家地方警察本部及び都道府縣警察本部は、犯

#### 鑑識に関する施設を置く。

##### 第七章 國家非常事態の特別措置

八十二條 國家非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるとまは、内閣総理大臣は、國家公安委員会の勧告に基き、全國又は一部の区域に對し國家非常事態の布告を発することができる。前項の布告には、その区域、事態の概要及び布告の効力を有する日時を記載しなければならない。

第六十三條 前條に規定する國家非常事態の布告が發せられたときは、この法律の定めるところに基き、内閣総理大臣によつて一時的に全警察の統制が行われる。この場合において國家地方警察本部長官又は警察官區本部長は、布告に記載した区域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に對して必要な命令をなし、又は指揮をなすものとする。

第六十四條 内閣総理大臣は、國家非常事態の布告に記載した区域外の國家地方警察又は市町村警察に對して、警察官又は警察吏員の全部

は一時的で臨機のため必要な場合は、これを准用する。

る。

前項の規定により、派遣された警察官及び警察吏員は、派遣の期間中派遣された区域においても監視を行うことができる。

第六十五條 第六十二條の規定により内閣総理大臣が発した国家非常事態の布告は、これを発した日から二十日以内に國會の承認を得なければならない。もしも衆議院が解散されているときは、日本國憲法第十九條に規定する<sup>規定する</sup>緊急集会による衆議院の承認を求めるければならない。

前項に規定する期間内に、前項の規定により國家非常事態の布告が承認を得られないか又は不承認の議決があつたときは、國家非常事態の布告は、將來にわたつてその効力を失う。

第六十六條 内閣総理大臣は、國家非常事態の布告をした場合において、その必要がなくなつたと認めたときは、速かにその廃止の布告を

行つなければならない。國會が命ずるとときは、内閣総理大臣は停止の布告をしなければならない。

前項の規定の布告をの除外規定する内閣総理大臣の機関の行つては、國家非常事態は、内閣総理大臣に廃止し、當に必要がある場合はしなければならない。

#### 第八章 嫌別

第六十七條 都道府県公安委員会及び警察官又は警察吏員と檢察官との間隔は、別に法律の定めるところによる。

第六十八條 都道府県警察の管轄は、区域に亘る所長の管轄の管轄の管轄である。区域に亘る所長の管轄が二以上の市町村警察の管轄に亘るときは、その管轄は、その管轄を掌ることとなつた場合に付す区域に亘る所長の管轄が二以上の市町村警察の管轄となつた場合に付す。

前項の措置が完了された後ならぬ。警察機関によるものとする。同種組織の場合は、同上。二以上の区域の市町村長が協議して又は一の市町村長が從前の市町村長の職務を行ひ。

### 附 則

第一條 この法律の施行の期日は、公布の日から九十日を超えない期間内において各規定について、政令でこれを定める。

第二條 この法律施行後最初に任命する國家公安委員の任期は、五年の内一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

前項に規定する各委員の任期は、当該委員会において、くじでこれを定める。

第三條 この法律施行後最初に任命する都道府県公安委員、市町村公安委員の任期は、三人の中一人は一年、他の一人は二年、他の一人は三年とする。

前項に規定する各委員の任期は、各当該委員会において、くじでこれを定める。

第四條 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範囲内においては

既に実行された事のと並んで

第185

前項の場合においては、國家公務員法による人事院の認可に要るまで、その職権は、同法附則第二條の例により、臨時人事委員会がこれを行う。

第五條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合その他特に必要がある場合においては、國家地方警察又は自治体警察の職員は、現在の法令により、夫々当該職員に相應する中央又は地方の官吏に必要な資格を有する者の中から臨時にこれを任命することができる。

第六條 國家地方警察本部自衛隊の官吏<sup>は東北の任免</sup>の任免、給與、服務その他の必要な事項に関する事務<sup>事務委員会が定められ</sup>は、警察官吏<sup>は東北に属する人</sup>事務規則若しも第三十六條第二項の規定による國家公安委員会の定がなされた時は第五十條で規定する市町村の規則若しも規則が定められた時は、当分の間、なほ從前の縣府縣警察官吏の例による

第七條 この法律施行の際、現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する官吏が、市町村警察の職員となつた場合には、これを從前の職分のまま繼續するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する官吏の職員が引継ぎ國家地方警察の職員となつた場合には、恩給法の適用についでは、その当該都道府縣の吏員としての在職期間はこれを公務員としての在職年に通算する。

第八條 市町村警察に要する費用は地方自治財政が確立されるまゝまで、改令の定めるところにより國庫及び都道府縣がこれを負担する。國家地方警察に要する費用は、前項のとくまで國庫及び都道府縣の負担とする。

國庫と当該都道府縣の警察費の負担区分については、第一項のとおりである。

第九條 この法律施行の際又はこの法律施行後新たに市町村が警察の資に在することとなつた場合、現に警察の用に供する國有財産又は國の所有に屬する物品で市町村警察に必要なるものは、無償でこれを当該市町村に譲與することができる。

第十條 この法律施行の際警察又は都道府縣警察部の管理に屬する相思電話施設、警察通信施設及教育施設は、國家地方警察がこれを維持管理する。但し現在東京都港區愛宕町及び宮城内にある懇親會の懇親學校で將來東京の都市警察を移管されるべきものを除く。

第十條 町村の全部事務組合及び役場事務組合、この法律施行の際現に存するものは、この法律の規定の適用については、これを一の町村とみなす。

第十條 行政執行法中第一條及び第二條のうち施行改訂は第三十

七條又は第四十九條の警察署長とし、同法第三條乃至第五條の当該行政官職及~~同法~~第六條の行政官職は、第三十七條及び第四十九條の監察委員を含むものとする。

第十三條 第四十條第一項の規定により市町村はその区域内における警察の責に任ずるのは、各市町村について。この法律中の自治体警察に関する規定の適用により、市町村公安委員会が成立し必要な警察吏員が任命せられた日より三する。但し、その期日は、この法律の成立後九十日を経てはならぬ。

第十四條 前條の規定によりその区域内における警察の責に任ずる市町村ができた場合においては、この法律中の國家地方警察に隸する規定が施行されるまでの間、警察又は道府縣警察部が國家地方警察としてその職務を行ふものとする。

別  
表

小王被派來當了新官，他說：「我會盡力辦好。」

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

大坂市  
大阪管区

國朝詩

大阪管区

大坂市

太陽書局

東京警察管区

東  
京  
書

廣雅

四百一

卷之三

卷之三

卷之三

水經注

卷之三

卷之三

2

卷之三

廣德縣	長寧縣	青陽縣	石台縣	涇縣	旌德縣	徽州縣	祁門縣	黟縣	
廣德縣	長寧縣	青陽縣	石台縣	涇縣	旌德縣	徽州縣	祁門縣	黟縣	
廣德縣	長寧縣	青陽縣	石台縣	涇縣	旌德縣	徽州縣	祁門縣	黟縣	
廣德縣	長寧縣	青陽縣	石台縣	涇縣	旌德縣	徽州縣	祁門縣	黟縣	
廣德縣	長寧縣	青陽縣	石台縣	涇縣	旌德縣	徽州縣	祁門縣	黟縣	